

## I 都立肢体不自由特別支援学校における外部人材（介護の専門家）の導入

### 1 試行導入の経緯

- 都教育委員会では、都立肢体不自由特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重度・重複化に適切に対応するために、外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）や非常勤看護師の導入を進めてきた。
- これにより、従来は教員だけで行ってきた自立活動の指導や医療的ケアについて、理学療法士等が有する専門的な知識や技能を活用した教育内容・方法の充実や、医療的ケアに関わる教員の業務の軽減が図られるなど、教員を中心とした複数の専門家による指導体制が構築されつつある。
- 近年、都立肢体不自由特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害は重度・重複化しており、その障害の状態に応じた個別の介護や教育課程の円滑な実施のためには、一人の教員が同時に複数の児童・生徒の介護（移動や食事の介護等）を行わなければならない実態や、排せつや姿勢保持等の必要な介護のために授業を中断しなければならないといった現状が指摘されていた。
- こうしたことから、都教育委員会では、平成20年9月に「都立肢体不自由特別支援学校における指導体制検討委員会」を設置し、都立肢体不自由特別支援学校の指導体制の現状と課題を整理するとともに、教員と外部の専門家の連携による新たな指導体制の在り方に関する検討を行った。
- 同委員会では、「教員が日常的に行っている業務には、移動や排せつ等の介護業務や学習の補助など、必ずしも教員でなくてはならない業務がある」という認識の下、介護等のレベルと安全性の向上を図るためには、従来、教員が実施していた介護等業務を外部の専門家に委嘱することが望ましいとの提言を行っている。
- この提言に基づき、都教育委員会では、平成21年度から都立永福学園及び都立青峰学園において、外部人材（介護の専門家）の導入について試行することとした。  
また、併せて、「都立肢体不自由特別支援学校における新たな指導体制検証委員会」を設置し、外部人材（介護の専門家）導入の試行の成果や課題について、検証を行うこととした。

### 2 外部人材（介護の専門家）の導入及び試行の目的

#### (1) 外部人材（介護の専門家）導入の目的

児童・生徒の障害の重度・重複化に適切に対応できる指導体制を構築するため、従来は教員だけで行っていた日常生活の諸活動（着替え、排せつ、食事、移動等）に関する指導や支援について、介護に関する専門的な知識・技能を有する外部の人材を活用することにより、学校生活における児童・生徒の健康・安全の確保と教育内容・方法の充実を図る。

#### (2) 試行の目的

- ア 外部人材（介護の専門家）の業務内容（教員との役割分担）について整理し、教員と外部人材（介護の専門家）の協働の在り方について明らかにする。
- イ 他の都立肢体不自由特別支援学校への拡充に向け、期待される導入の効果や課題について整理する。

### 3 試行導入の概要

#### (1) 試行導入の対象校

都立永福学園及び都立青峰学園の肢体不自由教育部門において実施した。

#### (2) 試行及び検証の期間

平成 21 年度及び平成 22 年度の 2 年間で試行及び検証の期間とした。

#### (3) 試行導入の方法

民間の協力を得て、外部人材（介護の専門家）の配置を行った。

- ・ 都立永福学園では、「(株) ニチイ学館」の協力を得た。
- ・ 都立青峰学園では、「NPO 法人秋川流域生活支援ネットワーク」の協力を得た。

#### (4) 外部人材（介護の専門家）の配置状況

##### ア 都立永福学園

資格 \ 経験年数	0	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年以上	計
介護福祉士				1		5	6
ヘルパー 2 級	9	4	1	2		2	18
計	9	4	1	3		7	24

##### イ 都立青峰学園

資格 \ 経験年数	0	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年以上	計
介護福祉士					1	1	2
ヘルパー 2 級						5	5
計					1	6	7

\* 両校とも、経験年数 0 年は介護職として勤務が初めての者の人数である。

\* 青峰学園については、介護の専門家の配置人員は 6 名であるが、勤務体制の都合により 7 名となっている。

### 4 外部人材（介護の専門家）の配置に当たって

#### (1) 自立活動専門教員の役割の見直し

都教育委員会ではこれまで、自立活動の指導を担当する実習助手の配置の在り方を見直し、各学校の実情に応じて外部専門家（理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST））等の計画的・段階的な導入を進め、教員に対して、個々の児童・生徒の障害の状態に応じた自立活動の指導に対する指導・助言・評価・示範を実施する体制を整備してきた。

今回の外部人材（介護の専門家）の試行導入に当たっては、こうした外部専門家の導入の成果等を踏まえ、自立活動教員の役割及び配置数の見直しを行うこととした。具体的には、自立活動専門教員の役割を、外部専門家（理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等）との連携によって一般教員に対して自立活動の指導内容・方法を指導・助言・示範する役割を担う教員として位置付けるものである。

#### (2) 自立活動専門教員の配置数の見直し

自立活動専門教員の役割の見直しに伴い、従来は、複数名配置されていた自立活動担当教員を原則として各学部 1 名の配置とし、その一方で、学校における児童・生徒の安全の確保等の観点から、外部人材（介護の専門家）の導入を充実させることとした。

具体的には、都立永福学園及び都立青峰学園においては、以下のとおり自立活動専門教

員の配置数の見直しを行い、あわせて外部人材（介護の専門家）の配置数を充実させることによって、教育条件の改善に向けた体制整備を行った。

	自立活動専門教員の基準配当数	見直し後の配置数	介護の専門家の導入人数
都立永福学園	15	3（-12）	24
都立青峰学園	12	3（-9）	6

## 5 指導体制の実際

介護の専門家の配置による実際の指導体制は、例えば都立永福学園の場合（平成22年度）、以下のようになっている。介護の専門家の導入により、従来の教員配置であれば一人当たりの児童・生徒数は1.56人であるのに対し、介護の専門家の導入後は教員と介護の専門家を合わせた一人当たりの児童・生徒数は1.19人となった。

	児童・生徒数	従来の人員配置	見直し後の人員配置	
		教員数	教員数	介護者数
小学部	32	19	17	9
		(1.68)	(1.23)	
中学部	14	9	7	4
		(1.56)	(1.27)	
高等部	24	17	12	11
		(1.41)	(1.04)	
全体	70	45	36	24
		(1.56)	(1.19)	

※ 訪問学級の児童・生徒(12)及び教員(5)、自立活動担当教員(3)を除く。

※ ( ) 内は教員若しくは教員+介護の専門家1人当たりの児童・生徒数

## 6 試行導入の内容

試行に当たっては、外部人材（介護の専門家）は、平常授業日において主に以下のとおりの業務を実施し、その遂行状況及び課題等について検証することとした。

- 児童・生徒の健康状況の把握
- 児童・生徒の水分補給
- 児童・生徒の移動・移乗介護
- 児童・生徒の授業中等の指導における介護及び支援
- 児童・生徒の排せつの介護
- 児童・生徒の摂食介護
- その他個別の児童・生徒に応じて必要とされる介護
- 教員が児童・生徒の介護を行う際の指導・助言
- 各児童・生徒の「個別の介護等業務手順書」及び「介護日報」の作成と報告
- 担任との連絡調整
- 教員の指示により、必要な環境整備を実施すること。
- その他、必要と認めた業務